

事務連絡
令和2年6月29日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

各〔都道府県
政令指定都市〕観光部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（医政局長）
観光庁次長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等受入れ施設の提供に関する協定例等
について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養（以下「宿泊療養」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」（令和2年4月17日付け事務連絡）にて、関係省庁が連携して、各都道府県の宿泊施設の確保に向けた全面的な支援や運営にあたっての相談、技術的助言などを行っていく旨御連絡したところです。

軽症者等の宿泊療養施設については、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備における当面の対応について」（令和2年5月30日付け厚生労働省事務連絡）でお示ししており、引き続き一定数を確保していただいているところですが、今般、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、新たな「流行シナリオ」を踏まえ、都道府県ごとの実情を加味した患者数を算出するとともに、必要な宿泊療養施設の居室数等を量的に明確化し、感染拡大のフェーズに応じて、円滑な受入が可能となる体制を計画的に構築することが必要となります。

宿泊療養施設の円滑な確保を進めるに当たっては、通常のホテル施設として稼働している施設を、実際に確保が必要となった際、宿泊客・予約客の振替を行うことで宿泊療養施設として転換、確保が可能となるよう、その地域の宿泊団体、宿泊施設関係者とあらかじめ調整・合意しておくことが適当です。その際、新たに都道府県と宿泊団体・宿泊施設との間で協定を締結することが必要になると考えられるため、その際の参考となるよう別添のとおり協定例を作成いたしました。今後の宿泊療養施設の円滑な確保に向けて、本協定例を参考に、積極的に

宿泊団体・宿泊施設等との協定締結を進めていただきますようお願いいたします。なお、本件は宿泊団体等と協議済みであり、協定締結に際しては、宿泊団体等との間で本件の協議を行っている次頁の観光庁担当者までご連絡ください。

また、宿泊団体・宿泊施設との協定を結ぶ際には、当事者間の協議・合意が前提となりますが、その際、都道府県の状況を踏まえ、必要に応じて、宿泊療養施設の関係者（都道府県（衛生担当部局、観光担当部局）、宿泊団体、宿泊施設等）で協議を行う場を設けることもご検討ください。

なお、当該協議の場を設けた場合の経費や宿泊客・予約客の振替に係る経費が、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象となることについては、別途、緊急包括支援事業に関するQ&Aでお知らせする予定です。

上記の協定の締結状況及び協議を行う場の検討状況につきましては、別途調査をさせていただき、調査結果につきましては公表することで検討しております。調査時期・方法については、追ってご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本件取組を円滑に進めるためには、宿泊施設側の理解と納得を得ることが不可欠であることから、宿泊団体・宿泊施設との間で協議を行う際には、下記の点について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

本件事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- ・ 宿泊施設を宿泊療養施設として活用する際には、宿泊施設の従業員の安全・健康の確保に支障を来すおそれのない範囲で協力を求め、協力を得られる場合には、従業員に対して感染防御に関する教育を十分に行い、安全の確保に努めること。
- ・ 宿泊施設の借上げ費用については、宿泊施設側が通常販売している客室単価、条件等を参考とし、一棟借り上げやフロア借り上げ等の形態、協力を得られる業務の内容等に応じて、対象となる経費や支払ルール等を明確化すること。
- ・ 宿泊施設の借上げが生じる場合の宿泊客・予約客への事前周知の方法や使用開始時の宿泊客等を他施設へ振り替える際に必要となる代替施設の選定や施設使用料が異なる場合の取り扱い、精算方法等も事前に設定しておくこと。

(参考)

- 今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について
(令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>

(お問い合わせ先)

- 厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部宿泊施設確保支援チーム
吉岡、太江
TEL : 03-5253-1111 (内線 8653,8753)
- 観光庁観光産業課 高築、須藤
TEL : 03-5253-8330

新型コロナウイルス感染症の軽症者等受入れ施設の提供に関する協定例

〇〇県（以下「甲」という。）及び〇〇法人〇〇〇〇〇〇支部（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症者（以下単に「軽症者等」という。）の受入れ施設としての宿泊施設の提供に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、甲が、軽症者等の宿泊療養のための施設（以下「宿泊療養施設」という。）として、乙に加盟する宿泊施設等（以下「加盟施設等」という。）を利用するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し必要と認める場合、乙に対し、宿泊療養施設として提供可能な加盟施設等の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、宿泊療養施設として提供可能な加盟施設等の情報提供及びその円滑な提供に向けて、加盟施設等の従業員の安全・健康の確保に支障を来すおそれが無いと認められる範囲内で甲に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲・内容については、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、宿泊療養施設の提供に関する次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 宿泊療養施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務（但し、乙が行う業務を除く。）に関する事
- 二 軽症者等の入所から退所までの間の管理全般に関する事
- 三 関係者との調整に関する事

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、加盟施設等の従業員の安全・健康の確保に支障を来すおそれが無いと認められる範囲内で、宿泊療養施設の提供に関する次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 加盟施設等に対し、宿泊療養施設として提供可能な施設の提供依頼及び意向確認に関する事

- 二 宿泊療養施設として活用可能な加盟施設等の情報提供に関すること
- 三 甲からの委託を受けた業務
- 四 第6条第1項に規定する業務
- 五 その他、甲乙の協議により必要と認める業務

(施設利用客の振り替え)

第6条 乙は、宿泊療養施設となることが決定した特定の加盟施設等（以下「特定加盟施設等」という。）と甲との協議により定めた受入れ期間中に、当該特定加盟施設等の利用・宿泊に関する契約がなされている場合、当該特定加盟施設等と協力の下、当該特定加盟施設等の代替となりうる宿泊施設を確保し、当該契約の相手方に対して提供するよう努めるものとする。

2 甲は、前項の場合における円滑な調整に向けて、乙に可能な限り協力するものとする。

(費用負担)

第7条 宿泊療養施設の提供及び前条第1項に定める事項の実施等に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、一棟借りをを行う際に必要となる支払額・ルール、必要な手続きその他の事項は、甲乙の協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更の必要が生じた場合は、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から●年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(雑則)

第11条 この協定は、令和●年●月●日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 ○○県知事 ○○ ○○ 印

乙 ○○法人○○○○○○○支部
○○○○ ○○ ○○ 印

新型コロナウイルス感染症の軽症者等受入れ施設の提供に関する協定例

〇〇県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が管理する別紙1記載の宿泊施設（以下「本件施設」という。）を、甲が新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症者（以下単に「軽症者等」という。）の宿泊療養のための施設（以下「宿泊療養施設」という。）として利用するための提供に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、甲が、本件施設を、軽症者等の宿泊療養施設として利用するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し必要と認める場合、乙に対し、本件施設の円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、その円滑な提供に向けて、加盟施設の従業員の安全・健康の確保に支障を来すおそれが無いと認められる範囲内で甲に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲・内容については、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、本件施設の提供に関する次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務（但し、乙が行う業務を除く。）に関する事
- 二 軽症者等の入所から退所までの間の管理全般に関する事
- 三 関係者との調整に関する事

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、加盟施設の従業員の安全・健康の確保に支障を来すおそれが無いと認められる範囲内で、本件施設の提供に関する次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 宿泊場所（部屋）及び軽症者等の受入対応に必要な設備の提供
- 二 その他、清掃、消毒等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が

実施可能と判断した業務

(本件施設利用客の振り替え)

第6条 乙は、第2条の規定による要請に応じ、本件施設を提供する場合において、前条に定める受入れ期間中に、既に本件施設の利用・宿泊に関する契約がなされている場合、当該契約の相手方に対して契約の解除を申し出るものとする。

2 乙は、前項の場合において、契約の相手方に対し、代替の施設を提示することができるよう、予め、代替となりうる施設を選定するとともに、当該施設と利用に関する協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。

3 甲は、前項の場合における円滑な調整に向けて、乙に可能な限り協力するものとする。

(費用負担)

第7条 本件施設の提供及び前条第1項並びに第2項に定める事項の実施等に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、一棟借りをを行う際に必要となる支払額・ルール、必要な手続きその他の事項は、甲乙の協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更の必要が生じた場合は、甲乙の協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から●年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(雑則)

第11条 この協定は、令和●年●月●日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 ○○県知事

○○ ○○ 印

乙 ○○ホテル

○○ ○○ 印

別紙1 本件施設

1 所在地

2 . . .

(ホテル・旅館の特定情報)